

第2回地球環境建築憲章起草委員会討議メモ

1. 日時：2000年4月4日(火) 13:30～16:00

2. 場所：学会会議室

3. 出席者(敬称略)：

(社)日本建築士会連合会

藤本 昌也、内藤 尚

(社)日本建築士事務所協会連合会

山際 二郎、鈴木 俊夫

(社)日本建築家協会

林 昭男、池田 武邦

(社)建築業協会

三島 亨、柴田淳一郎

(社)日本建築学会

仙田 満、秋山 宏

3. 配布資料

- 資料1 地球環境建築憲章起草委員会ホームページ(日本建築学会)
- 資料2 報告書「持続可能な社会を実現するための地球温暖化防止および資源消費削減に係わる今後の我が国の建築の対応」()
- 資料3-1 建設産業環境行動ビジョン(3-1～3-12 建築業協会)
- 資料3-2 同追加資料「環境と建設産業との係わりに関するデータ」
- 資料3-3 BCS 行動計画「より豊かな未来社会をつくるために」
- 資料3-4 建設業の環境保全自主行動計画 第2版
- 資料3-5 同 第2版増補
- 資料3-6 建設業の環境保全自主行動計画フォローアップ 第2回
- 資料3-7 大林組環境アニュアルレポート
- 資料3-8 竹中工務店地球環境憲章
- 資料3-9 竹中eレポート'99
- 資料3-10 竹中のISO14001
- 資料3-11 「地球環境建築憲章」の機関決定に至るスケジュール
- 資料3-12 地球環境建築憲章の構成(案)
- 資料4 地球環境問題に関するJIAの取り組み(林昭男委員)
- 資料5 地球環境建築憲章(案)について(山際二郎委員)

4. 審議事項

仙田委員より前回の議論を受けて 地球環境建築憲章(案)についての各委員の意見、対案、関連業界団体の行動計画の紹介 憲章ならびに行動計画・指針の対外発表時期 会員への情報開示と意見聴取等について検討させていただくことを確認の上、審議に入った。

また、建築学会では去る3月23日(木)に開催された通常総会で報告事項として当委員会設置の背景、今後の活動予定について説明を行った旨報告された。

1) 会員への情報開示と意見聴取について

仙田委員から資料1に基づき「地球環境建築憲章起草委員会ホームページを立ち上げ、随時審議内容を公開する事でこの委員会での議論をできるだけオープンにして、広く情報開示と意見聴取をしてはどうか。現時点で取り急ぎホームページに掲載するのは、前回たたき台として提示した地球環境建築憲章(案)、委員会委員名簿、委員会担当事務局ならびに委員会討議メモを公表したい。ただし委員会討議メモは議事録という形にはなっていないので、発言内容について誤った、また誤解を招く表現があれば建築学会事務局で訂正のうえ掲載する。最終的には聴取した意見をフィードバックさせ憲章に反映させていきたい。」と提案。

検討の結果、下記の点に留意した上でホームページを立ち上げ公開することが了承された。

・各委員が発言に責任を持つためにも情報をオープンにすることはとても良いが、内容に誤解を招くことがないように留意する。

・各団体で地球環境問題に対するホームページを立ち上げ検討いただき、各団体間でリンクを張り公開していくことで、広く一般社会に対してもそれぞれの団体がどのような取り組みをおこなっているかを発信する。

2) 各団体・関連業界団体の活動実績の紹介

イ) 建築業協会の活動

三島・柴田委員から一連の資料3に基づき「前回の報告に引き続き、BCSがすでに策定している行動計画、地球環境建築憲章に係わると思われるものを紹介する。BCSとしてとりまとめた報告として資料3-1~6を、資料3-7~10は会員企業として参加している竹中工務店、大林組の行動計画を参考までに用意した。資料3-1、2は刊行物「建設産業環境行動ビジョン」からの抜粋。これは4年前に建築産業界の行動ビジョンとしてまとめあげたものであり、関係10団体から委員を募り建設産業が環境に対してどのようなビジョンを持って行けば良いかを提示した。内容構成としては、環境問題の基本認識、4項目の基本理念、それを受けた8項目の基本目標の3つにより成り立っている。そして活動方針、実際の実現手法の提示まで言及している。

また環境ビジョンを補足するバックデータとして資料3-2がある。これは現時点での建設廃棄物搬出量・CO₂排出量、エネルギー消費量などの最新の情報をまとめたもの。こういった環境データをふまえ、現状認識した上で環境行動ビジョンをつくった。一つのビジョンをまとめるにあたってはいくつかの背景調査を行う必要があった。

今回起草する地球環境建築憲章も現状認識をふまえた上での憲章としてはどうか。

資料3-3は環境に関するBCSの行動計画。特に環境に配慮した企画、計画、設計の推進を促している。そしてその実現のために環境ガイドマップを作成し、建築のフェーズ別に環境要素の関わりを建設の計画時においてアクティブな面、パッシブな面に分け、環境への負荷軽減を行っていけるようにした。

また、経団連から建設3団体がCOP3以後の各業界が目標を定めて指標を出すよう要請があったため、建設業としてどういう行動計画を立てていくかを検討した「建設業界の環境保全自主行動計画」を定めた。その後、消費者団体、経団連から目標値の提示要請があり資料

3-4「建設業の環境保全自主計画第2版」で具体的な数字をあげた。ゼネコンが具体的に努力して実行可能なのは施工段階であるとの認識のもとに施工に係わるところの削減方策・基本目標としての数字を公表したものである。この第2版を出す一方、抜けている部分を補ったのが「同 第2版増補」(緑化の推進、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出抑制)。

この自主行動計画の1年目のフォローアップとして、平成11年9月に3団体が取り組んでいる自主行動計画の内容に該当するものを、各企業からのデータ収集でフォローアップを図った。前回も話した憲章をつくったあとの団体の取り組みのフォローアップの参考になるのかもしれない。また資料3-8~10のように会員企業でも環境問題に対しての取り組みが種々なされている。いずれの行動計画も憲章があり、環境指針があり、それに基づいた行動計画ができている」と報告。

ロ) 日本建築家協会の活動

林委員より資料4について「前回提出した資料の具体的な内容のものを用意した。1991年10月のJIA仙台大会においてJIAとAIA(米国建築家協会)が建築家として地球環境問題に共同で取り組むことに合意し共同声明を出した。それを発端として翌年に環境委員会を設置し、地球環境問題に対して以前より活発に取り組んでいるAIAなどとともに意見交換をしてきた。1993年には“持続可能な社会”の実現を目指して、建築家としての職能的責任を果たすための行動指針を通常総会で採択した。また同年にはJIA神戸大会で3項目にわたる神戸宣言'93を採択し環境行動指針としている。この指針の具体策としてJIAサステイナブル・デザインガイドの会員への無償配布、JIA25年賞の設置などの活動を行っている。」と報告。

ハ) 日本建築学会の活動

秋山委員より資料2について「この報告書は1997年12月のCOP3に関連して学会が出した声明(LCCO₂ 30%削減、建築物の耐用年数3倍増)を受けて、これを実現するための具体的な根拠を明確に示すことを目指してまとめたものである。とりまとめ組織は地球環境委員会の下で編成された地球環境行動WGで、この委員会は16の専門分野より推薦された委員により1年という時限的委員会として活動を行った。学会全体の委員会として初めて議論の場をもつことができた。当初は具体的に学会声明を裏付ける報告書をまとめ理事会決定につなげようと議論を重ねたが、問題の内容が非常に深く広範に渡るため結果として成案には至らなかった。しかしながら、議論の内容をできるだけ明確にし、今後地球環境問題に対してどのような形で取り組むかを提示する意味から提案としてとりまとめた。

第1部には学会声明に基づく骨子。第2部には問題解決のためのより具体的な提案。そして第3部に報告書作成に携わった委員による提案を補強する関連資料やメモをまとめた。また同報告書の中には今回のこの憲章と係わる基本的な姿勢が対応策の概要として述べられている。」と報告

二) 日本建築士会連合会・日本建築士事務所協会連合会の活動

内藤・藤本委員より「建築士会では前回も報告したが、環境委員会といったような具体的な対応委員会はまだ存在していない。したがって全体での行動計画の検討にはまだ着手していない。」と報告。事務所協会の鈴木委員からも「現時点では建築士会と同じ状況である。

この委員会での議論の中で具体的行動計画のイメージが形成されてくるように思うので共同事業的にしてほしい。」と報告。

以下意見交換。

- ・たとえば山口県などでは地元の業者・素材を使わずに、大手ハウスメーカーへの依存が大きいという現実がある。これは現場の職人と設計者の連携うまくできていないということも一因だと思われる。

- ・圧倒的に木造設計者が少ない。地域で違いがあり合意は難しいかもしれないが木造建築憲章のようなものがあると具体的手法となる。

- ・近代文明の軋轢で伝統が淘汰されてしまった。

- ・法規・税制といった社会システムの変革をちゃんとしないと建物は残っていかない。そのため本来は長く保つのに相続税、経済の問題などですぐに壊されてしまう。

- ・近代技術者と職人は考え方が違う。職人は100年保たせる設計ではなく、100年建った状態で修繕がしやすい物をつくっている。最初に金を掛けてメンテナンスをやすくしているわけではない。

- ・超々高層・高密度の建築をつくることにも問題はないか。子供達への負荷が大きく、心身へのストレスを与えないような建築をつくっていくことを念頭に置くべき。次世代へつなげる建築。

3) 地球環境建築憲章(案)についての各委員の意見、対案

山際委員より資料5に基づき「前回提示された資料1の憲章案の前文、各項目について個人的に検討した結果を提示したい。」と報告。

以下、山際氏の資料をもとに構成について意見交換。

- ・構文として短い単文で明快な文章表記を。単語の選び方、また英語での表記も考えると日本語としてきちんとした文章・よく練られた単語を用いるべき。

- ・学会の報告書、BCSの報告書などからエッセンスを選ぶことも考えられる。

- ・基本理念は短い文章で前回の素案を練っていけば充分。また、前文で理念、項目で目標を明記するのが良い。

- ・この憲章は建築界全体として提案すべきなので「我々は…」といったような一人称にはしないほうが良い。

- ・各項については「建築は…」としてみた。

- ・主語をどうするかについては学会内でも議論がある。

- ・「地球環境建築」という語は意味が明快でない。造語は使わない方がよい。

- ・「地球環境・建築」としてはどうか。

- ・より関係性があきらかになるので賛成できる。

- ・この時期にいたってなぜ今5団体が一緒に憲章を出すのか、どのような問題意識があるのかを明確に序文などに記すべき。

- ・建築研究者だけでなく行政、消費者も含めて遵守して行けるような憲章にしないといけない。

- ・学会で議論した時にもより共通の理念を求めようとする意見と、具体的な方策を提示するべきだという意見の両極に分かれた。今回この憲章を出す意味も、共通の理念をできるだけ広い範囲で社会的コンセンサスを学会だけでなく、建築に関する全ての分野で持てれば議

論の大きなよりどころとなれるのではないかという背景がある。

・学会での地球環境建築憲章の位置づけは倫理綱領・行動規範を受け、地球環境問題を補うものと考えられる。

・建築家としての状況認識をした上でのバックデータは必要ではないか。また ISO、LCA、LCCO₂削減、法規の問題などの現状をおさらいする資料もあった方がよいのではないか。

憲章とは理念で良いのではないか。前半でどうしてこの理念が必要なのかを、後半で具体的な理念をできるだけ簡潔に表現するのがのぞましい。

以下、内容について意見交換。

・「都市的变化」は「都市化」、「人口の都市集中という変化」のどちらを表しているのか明快でない。

・「人間を中心とした快適な生活」は都市的变化のみによって実現したのではなく、物質文明の発展によって支えられたことを言及すべき。その上で、物質文明の大きな側面を担う建築が、地球環境に対してどういうプロセスでどのような影響を与えているかの記述が必要。

・人間の英知が生み出した近代技術文明は我々に繁栄をもたらした。それは否定しないが、自然の浄化能力の限界を超えてしまっている。かつての先人達はもっと謙虚な態度で自然に接していた。生態系のなかで唯一淘汰されないのが人間である。そのため自然に生かされているという大前提を無視してしまっている。

・項目4で補完できていると思う。

・1項目だけに限定するのではなく、憲章全体の全体的な主旨として述べるべき。根本的な問題として共通認識を持って考えていかななくてはならないことである。

・建物をつくるのではなく、つくるならどうするかが大事。

・電気を使わないのを前提に電気を使うなど設備を考え直す。常時エネルギーを使いすぎている現状を考え直さなければならない。

・キーワードとしてこの10年で地球環境に関するものは絞れてきている。

・項目2、4、5は昔から建築が目指したものであり、これを並列させると今日的な環境問題への対応という観点が弱まる。

・項目4は前文に書いても良いのでは。一方項目6、7は独立させた方が良い。

・つくったら100年は壊さないくらい極論しては。

・現在は非循環の一方的社会、21世紀は持続可能な循環型社会の創造を目指す。その一環として建築はどうあるべきかに言及する。そうすることで材料からつくり方、住まい方まで含まれる。建築は「持続可能な社会」、「循環型社会」を構成する一つの要素。

・考え方の基本となるものと、それをどう実行に移すかの2本立ての憲章としては。

・項目2の「建築と安全」は人間だけに限定するべきではない。動植物も視野に入れた健康と安全そして生態系の保護。

・項目2は地球環境と対応した建築の条件としては異質。

・建築素材の見直しについても言及するべき。材料は長寿化しても人間に害を与えることは問題。建築は安全な素材でつくる。

・個性や独創性を重視するのはよいが、環境を考えない建て方ではよくない。

・人材育成について項目を独立させては。

・この憲章にはなじまないと思われる。前文に含めることで良いのではないか。

以上の意見を受け、仙田委員が次回までに項目 2、4、5 を検討し、7 項目を 5 項目にすることも考慮に入れた案を作成することとなった。また他委員も前文・各項目を検討のうえ対案を文章で提出することとなった。

4) 憲章ならびに行動計画・指針の对外発表時期

三島委員より BCS での機関決定を考慮に入れたスケジュール資料 3-11 が提示された。「当委員会で 7 月末頃までに 1 次案を作成し各団体に提示。その上で団体ごとで必要に応じて WG を設置するなどして検討していく。それに基づき 9 月下旬までに修正案をまとめる。その後 10 月中旬に最終確認をして記者会見など広報をおこない機関周知をはかる。」と提案。

次回以降も継続して各団体のご意見を伺いたい。

5) 次回開催予定について

今回は 1. 地球環境建築憲章(案)について

(各委員から意見、対案を文章で提出いただき検討する)

2. 憲章ならび行動計画・指針の对外発表時期について

とし来る 4 月 26 日(水) 13 時 30 分から学会会議室にて開催する。

以上